

地 域 再 生 計 画

1 . 地域再生計画の名称

山ノ内町「自然の恵みと生きる元気創造のまち」再生計画

2 . 地域再生計画の作成主体の名称

長野県下高井郡山ノ内町

3 . 地域再生計画の区域

長野県下高井郡山ノ内町の区域一部(志賀高原を除く区域)

4 . 地域再生計画の目標

山ノ内町は長野県の北東部、上信越高原国立公園の中心にあり、周囲を山地に囲まれた盆地に位置する。人口は15,253人で、町の総面積の93%は志賀高原を中心とする山林原野で占められ、志賀高原や北志賀高原、湯田中渋温泉郷などの観光資源を持つ。

特に志賀高原は町内の山林原野の約7割を占め、2000m級の山々と70あまりの湖沼や湿原が点在し、夏山リフト・池めぐりコース及びやまびこコースといったハイキングコースのほか、長野冬季オリンピックで知られるように冬場にはウインタースポーツの中心地として知られ、北志賀高原にも4つのスキーエリアがある。また、志賀高原や北志賀高原の様々な温泉のほか、横湯川、夜間瀬川流域の9つの温泉からなる湯田中渋温泉郷が存在する。

山ノ内町はこうした地域の観光資源を活用することで県下第1位の観光客入り込み数を誇る観光地として発展してきた。このため昭和50年代から概ね就業人口の6割弱が第三次産業従事者となっており、平成2年以降、その割合は高まっている。平成16年の観光客入り込み数は543万人と県下第4位にまで低下しているが、町の主要産業であることに変わりないことから、町では県下第1位の観光客入り込み数を目標に戦略的な観光産業振興を図るほか、「観光ブランド」を生かして農業などの各産業振興施策を展開し、観光産業との相乗効果を狙っていく方針である。

具体的には平成17年度策定の山ノ内町総合計画において「産業活力再生プロジェクト」や「若者定住促進プロジェクト」からなる6つのまちづくり重点プロジェクトを推進している。特に「産業活力再生プロジェクト」では、志賀高原内の遊歩道の整備及び管理、あるいは地元の主要農産物であるりんごや桃を利用したお土産品などの商品開発に取り組んでおり、観光農業の展開を図っている。また「若者定住促進プロジェクト」では宅地造成事業や若者向け町営住宅の整備な

どの事業に取り組んでいる。

他方で、近年では生活排水や観光施設からの雑排水により河川等の水質が悪化傾向にあり、町民の生活環境や観光産業、農業が影響を受けている。町では自然環境の保全や産業活性化の観点からこうした課題への対策を重視しており、污水处理施設の整備事業を拡充してきたが、今後、観光産業の発展を促進する過程で、更なる河川の水質汚濁も懸念される。また、農業用水の汚濁は特に顕著で、既に農作物の生育障害が生じていることから、緊急的に対応すべき課題となっている。このため、本交付金事業を活用することで、主に農業で生じている水質汚濁に対応すると共に、観光産業の活性化や定住人口の増加に伴う雑排水の増加に耐えうる污水处理施設を整備し、将来的にも温泉や自然環境などの町内の魅力を損なうことのないよう町内のインフラを整備した上で、観光産業振興や定住人口の増加を促進し、地域再生を目指す。

(目標1) 污水处理施設の整備(污水处理人口普及率 62.6% 74.3%)

(目標2) 農業集落排水施設の水洗化率の向上(80%に向上)

(目標3) 公共水域の水質保全(一級河川夜間瀬川でBOD5mg/lを維持)

(目標4) 観光産業の活性化(観光客数の増加 543万人 600万人)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

・公共下水道事業

平成22年度末までに、公共下水道の認可区域22.6haの整備を行うと併に、区域内において接続が困難な箇所については浄化槽整備を促進することで、污水处理人口普及率を62.6%から72.1%に引き上げる。

・農業集落排水資源循環統合補助事業

平成20年度末までに、須賀川地区の供用開始を行い、区域内整備率を100%にすると併に、区域内において接続が困難な箇所については浄化槽整備を促進し、污水处理人口普及率を25.9%から26.7%に引き上げる。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

污水处理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続も完了している。なお、整備箇所等について、別添の整備箇所を示した図面による。

・公共下水道 昭和52年10月に事業認可

・農業集落排水 平成15年3月に、事業採択の通知を国より受けている。

[事業主体]

いずれも山ノ内町

[施設の種類]

公共下水道・農業集落排水・浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

公共下水道：山ノ内町公共下水道認可区域(志賀高原を除く東部地区・南部地区)

農業集落排水：山ノ内町農業集落排水資源循環統合認可区域(須賀川地区)

浄化槽（個人設置）：公共下水道区域及び農業集落排水区域（志賀高原を除く全地区）

[事業期間]

公共下水道：平成18年度～平成22年度

農業集落排水：平成18年度～平成20年度

浄化槽（個人設置型）：平成19年度～平成22年度

[整備量]

公共下水道： 150 L = 8,300m

農業集落排水：処理施設1ヶ所、水管橋4箇所、ポンプ6箇所

浄化槽（個人設置型）：17基

尚、各施設における新規の処理人口は次のとおり。

公共下水道 公共下水道区域内で617人(南部地区のうち寒沢区617人)

農業集落排水 農業集落排水須賀川区域内で1,120人(須賀川地区1,120人)

浄化槽 公共下水道区域内及び農業集落排水区域内で52人(志賀高原を除く全地区52人)

[事業費]

公共下水道：総事業費 518,000千円
(うち交付金：259,000千円)

農業集落排水：総事業費 383,800千円
(うち交付金：191,900千円)

浄化槽：総事業費 7,383千円
(うち交付金：2,461千円)

合計 909,183千円
(うち交付金：453,361千円)

5 - 3 その他の事業

産業活力再生プロジェクトの推進

若者定住促進プロジェクトの推進

河川のクリーンキャンペーンを実施

6 . 計画期間

平成 1 8 年度 ~ 平成 2 2 年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後の平成 2 2 年度に、目標達成状況を建設水道部で調査、評価しホームページで公表する。

また、毎年、県から公表される、汚水処理人口普及率の県平均や他町村の状況を踏まえ、必要に応じて事業内容の見直しを図っていく。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし